



株式会社セブン侍インターナショナル
有料職業紹介事業許可番号/22-ユ-300696

返戻金制度について

●返戻金制度に関する事項

弊社が紹介した採用者が、自己都合又は就業規則違反等の採用者の責に帰すべき事由により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

(1) 入社後3ヶ月以内に雇用契約が終了した場合	50%
--------------------------	-----

返還金は、求人者が弊社へ当該退職者が退職した旨を通知した日の翌月月末までに、求人者の指定する金融機関口座への振込により支払い、銀行振込手数料は弊社の負担となります。

なお、両者の協議により弊社紹介の他の採用者にかかる紹介手数料と相殺することができます。

紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この返戻金制度は適用しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。